

令和6年度 PRTR データの概要について
—徳島県における化学物質の排出量・移動量の集計結果—

令和8年3月

徳島県生活環境部環境管理課

—目 次—

1 PRTR 制度の概要	1
2 排出量・移動量の届出状況	2
3 集計結果	
(1)届出排出量・移動量	3
(2)届出外排出量	14
(3)届出排出量及び届出外排出量の合計	20
(4)継続物質と新規追加物質の届出排出量・移動量の比較	22
4 用語解説	24

1 PRTR 制度の概要

● PRTR とは？

PRTR(Pollutant Release and Transfer Register : 化学物質排出移動量届出制度)とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どこから、どれくらい環境へ排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する仕組みです。

PRTR 制度は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「化管法」という。)に基づき、平成 13 年度より本格施行されています。

● どのような事業所から届出されるのか？

化管法では、製造業や燃料小売業(ガソリンスタンド)などを含む 24 の業種を営む事業者には排出量等の届出が義務付けられています。(平成 20 年 11 月に改正された政令により、平成 22 年 4 月 1 日から医療業種が対象事業種に追加され、現行の 24 業種となりました。)

● どのような化学物質について届出されるのか？

化管法では、人の健康や生態系に有害なおそれのある 515 物質について届出がなされます。(令和 3 年 10 月に改正された政令により、令和 5 年 4 月 1 日以降から把握すべき化学物質は 462 物質から 515 物質に見直されました。)

● PRTR データからわかることは？

PRTR 制度では、事業者から国へ届出がなされた対象化学物質の年間排出量・移動量の集計値に加え、家庭、農業、自動車などからの年間排出量の推計値が公表され、次のようなことがわかります。

- ・ 全国の事業者が大気、公共用水域、土壌等へ排出している対象化学物質とその量
- ・ 全国の事業者が廃棄物として処理するためや下水道への放出によって、事業所の外へ移動している対象化学物質とその量
- ・ 全国の家庭、農業、自動車などから排出される化学物質とその量(推計値)
- ・ 対象化学物質別の排出量・移動量
- ・ 業種別の排出量・移動量
- ・ 都道府県別の排出量・移動量

国は、個別事業所のデータも電子ファイル化し、公表しています。

なお、PRTR 制度では環境へ排出された化学物質の名前や年間排出量を把握することはできますが、排出量だけでは人の健康や生態系にどのような影響を及ぼすかについての判断はできません。人の健康や生態系への影響については、PRTR のデータに加え、化学物質の有害性の程度やその物質が主に環境中のどこにどれだけ存在しているか、分解・蓄積しやすいかどうかといったさまざまな要因とあわせて考えることが必要です。

● PRTR 制度に期待される効果は？

化管法では、事業者は化学物質の管理を改善・強化するとともに、化学物質の環境への排出や管理の状況について積極的に情報開示することが求められています。

これらにより、自主的な排出削減対策の促進及び情報開示によるリスクコミュニケーションの推進が化学物質による環境負荷の低減につながります。

2 排出量・移動量の届出状況

徳島県における令和6年度把握分の排出量及び移動量については、223事業所から、届出対象となる515物質のうち、127物質についての届出がなされました。

業種別及び市町村別の届出状況は表1及び2のとおりです。

業種別に見ると、燃料小売業(主にガソリンスタンド)からの届出が最も多く、次いで製造業(主に化学工業)、一般廃棄物処理業(ごみ処分量に限る。)、下水道業の順となっています。

表1 業種別届出状況

業種名	届出事業所数
金属鉱業	0
原油・天然ガス鉱業	0
製造業	75
食品製造業	3
飲料・たばこ・飼料製造業	2
飲料・たばこ・飼料製造業(以下を除く。)	2
酒類製造業	0
たばこ製造業	0
繊維工業	2
衣服・その他の繊維製品製造業	0
木材・木製品製造業(家具を除く。)	6
家具・装備品製造業	1
パルプ・紙・紙加工品製造業	9
出版・印刷・同関連産業	0
化学工業	26
化学工業(以下を除く。)	18
塩製造業	1
医薬品製造業	7
農薬製造業	0
石油製品・石炭製品製造業	5
プラスチック製品製造業	5
ゴム製品製造業	2
なめし革・同製品・毛皮製造業	0
窯業・土石製品製造業	2
鉄鋼業	2
非鉄金属製造業	0
金属製品製造業	4
一般機械器具製造業	1
電気機械器具製造業	5
電気機械器具製造業(以下を除く。)	5
電子応用装置製造業	0
電気計測器製造業	0
輸送用機械器具製造業	0
輸送用機械器具製造業(以下を除く。)	0
鉄道車両・同部分品製造業	0
船舶製造・修理業、船用機関製造業	0
精密機械器具製造業	0
精密機械器具製造業(以下を除く。)	0
医療用機械器具・医療用品製造業	0
武器製造業	0
その他の製造業	0
電気業	5
ガス業	0
熱供給業	0
下水道業	10
鉄道業	0
倉庫業	0
石油卸売業	4
鉄スクラップ卸売業	0
自動車卸売業	0
燃料小売業	91
洗濯業	1
写真業	0
自動車整備業	0
機械修理業	0
商品検査業	0
計量証明業(一般軽量証明業を除く。)	0
一般廃棄物処理業(ごみ処分量に限る。)	28
産業廃棄物処分量	5
産業廃棄物処分量	4
特別管理産業廃棄物処分量	1
医療業	0
高等教育機関	1
自然科学研究所	3
合 計	223

表2 市町村別届出状況

市町村	届出事業所数
徳島市	59
鳴門市	16
小松島市	14
阿南市	29
吉野川市	11
阿波市	13
美馬市	12
三好市	10
勝浦町	1
上勝町	1
佐那河内村	1
石井町	5
神山町	2
那賀町	3
牟岐町	2
美波町	1
海陽町	3
松茂町	12
北島町	7
藍住町	7
板野町	2
上板町	3
つるぎ町	4
東みよし町	5
合 計	223

3 集計結果

徳島県における令和6年度把握分の集計結果は次のとおりです。なお、記載している集計値やその割合を表す数値は、いずれも四捨五入により端数処理をしているため、合計値が内訳を合計した数値とは異なる場合があります。

(1) 届出排出量・移動量

ア 徳島県全体の状況

(ア) 業種別排出量・移動量

業種別の排出量及び移動量は、図1のとおりです。

排出量では、プラスチック製品製造業(89t)が最も多く、次いで木材・木製品製造業(73t)となっています。

また、移動量では、化学工業(632t)が最も多く、次いで電気機械器具製造業(89t)となっています。

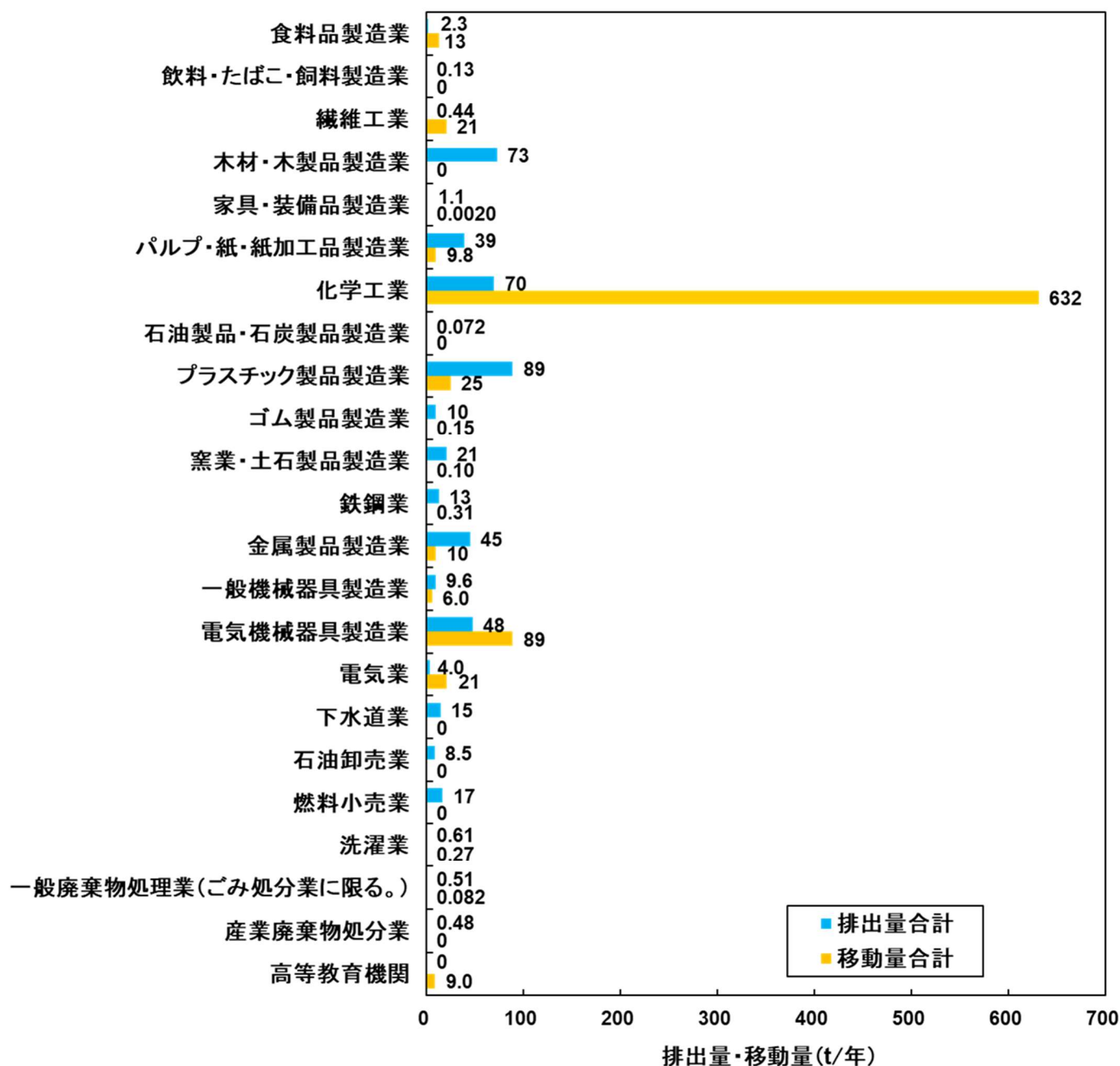


図1 業種別排出量・移動量

(イ) 排出量・移動量の媒体別割合

徳島県内の事業所から届出のあった排出量及び移動量はそれぞれ 468t 及び 818t でした。
その内訳は、次のとおりです。

排出量の内訳

- ・ 大気への排出 409t
- ・ 公共用水域への排出 60t
- ・ 土壌への排出 0.064t
- ・ 事業所における埋立処分 0t

移動量の内訳

- ・ 事業所外への移動(廃棄物移動) 818t
- ・ 下水道への移動 0.0020t

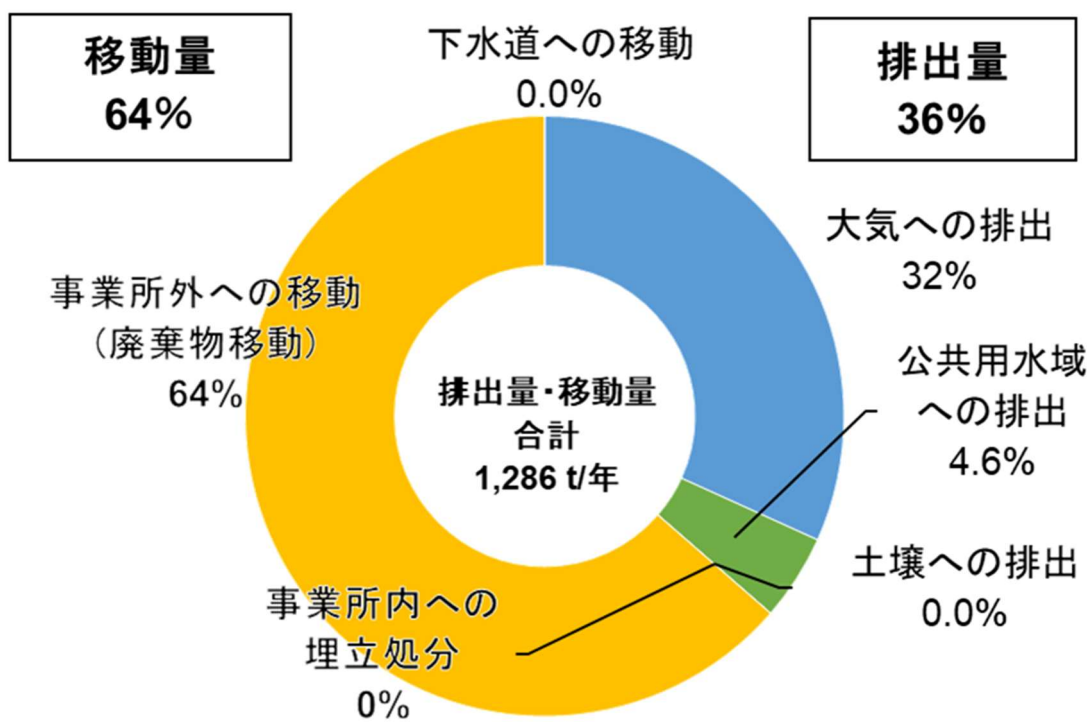


図2 届出排出量・移動量の媒体別割合

(ウ) 届出排出量と移動量の合計量が多い物質

届出排出量・移動量が多い上位 10 物質の合計は 854t で、全物質合計の 66%に当たります。当該 10 物質については次のとおりです。

表 3 届出排出量と移動量の合計量が多い物質

順位	物質名称	届出排出量 (t/年)	移動量 (t/年)	届出排出量と 移動量の合計 (t/年)	届出排出量と 移動量の合計 構成比(%)
1	トルエン	106	68	174	14
2	塩化メチレン	77	52	129	10
3	テトラヒドロフラン	2.1	109	111	8.6
4	クロロホルム	5.5	100	105	8.2
5	ヘプタン	9.0	90	99	7.7
6	二硫化炭素	57	0.0	57	4.4
7	ヘキサン	32	22	54	4.2
8	N, N-ジメチルホルムアミド	9.0	37	46	3.6
9	シクロヘキサン	43	0	43	3.3
10	キシレン	30	6.3	37	2.8
10物質合計		371	483	854	66
全対象物質(515物質)合計		468	818	1,286	100

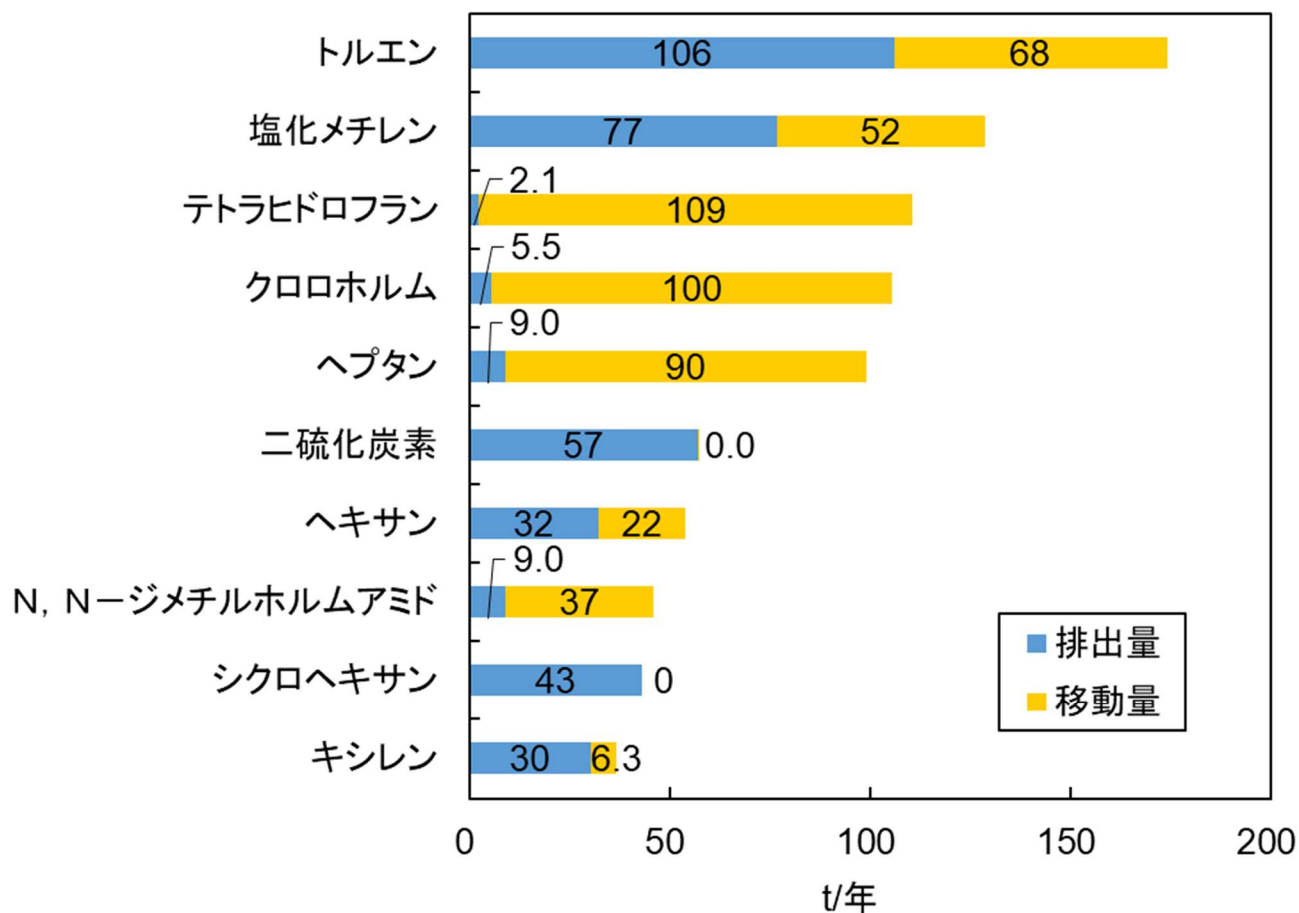


図 3 届出排出量と移動量の合計量上位 10 物質とその量

(エ) 届出排出量が多い物質

届出排出量が多い上位 10 物質の合計は 396t で、全物質合計の 85%に当たります。

当該 10 物質については次のとおりです。

表 4 届出排出量の多い物質

順位	物質名称	届出排出量(t/年)	構成比(%)
1	トルエン	106	23
2	塩化メチレン	77	16
3	二硫化炭素	57	12
4	シクロヘキサン	43	9.2
5	ヘキサン	32	6.9
6	キシレン	30	6.5
7	1-ブロモプロパン	17	3.6
8	マンガン及びその化合物	14	2.9
9	ほう素化合物	12	2.5
10	N, N-ジメチルホルムアミド	9.0	1.9
10物質合計		396	85
全対象物質(515物質)合計		468	100

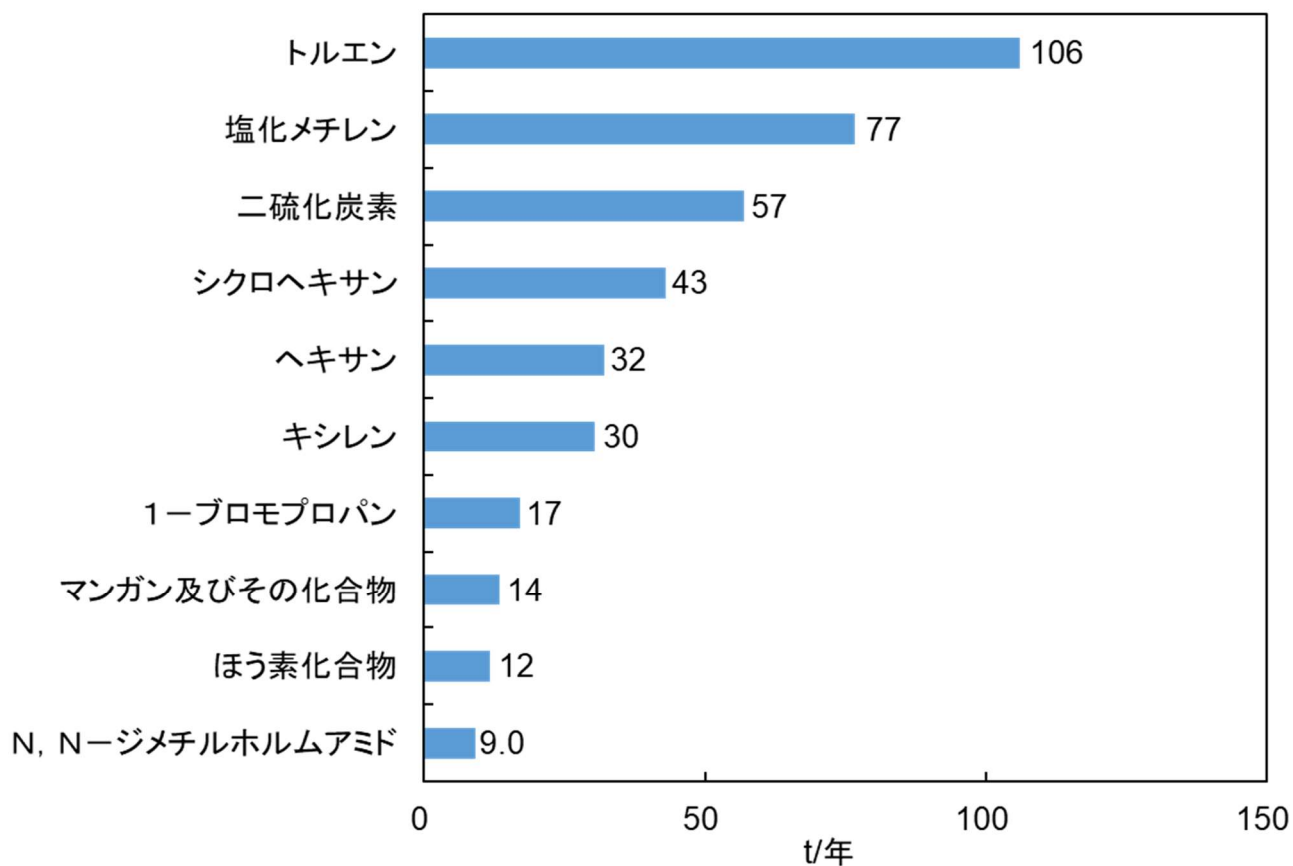


図 4 届出排出量上位 10 物質とその量

(オ) 大気への排出量が多い物質

大気への排出量が多い上位 10 物質の合計は 377t で、全物質合計の 92% に当たります。
当該 10 物質については次のとおりです。

表 5 大気排出量の多い物質

順位	物質名称	大気排出量(t/年)	構成比(%)
1	トルエン	106	26
2	塩化メチレン	77	19
3	二硫化炭素	48	12
4	シクロヘキサン	43	11
5	ヘキサン	32	7.9
6	キシレン	30	7.4
7	1-ブロモプロパン	17	4.2
8	ヘプタン	9.0	2.2
9	N, N-ジメチルホルムアミド	8.0	2.0
10	エチルベンゼン	6.7	1.6
10物質合計		377	92
全対象物質(515物質)合計		409	100

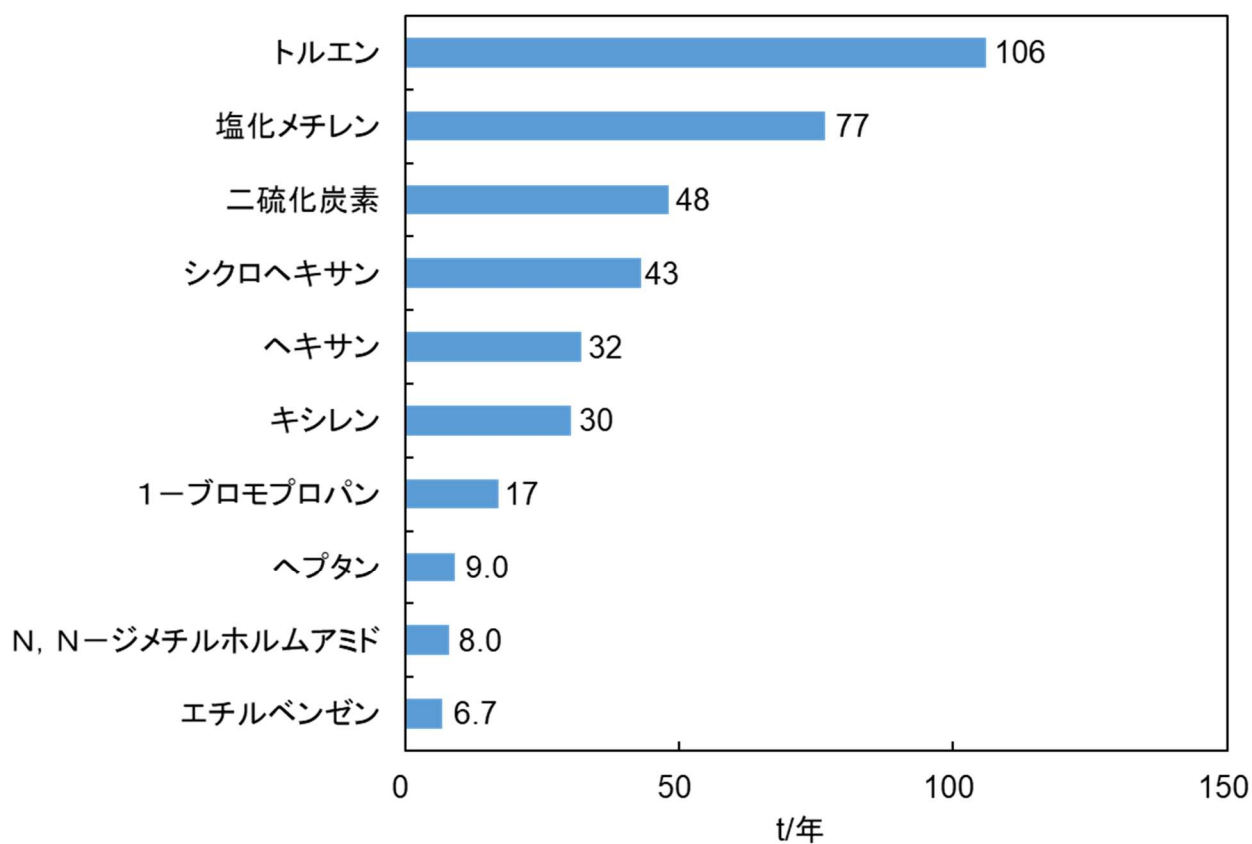


図 5 大気排出量上位 10 物質とその量

(カ) 公共用水域への排出量が多い物質

公共用水域への排出量が多い上位 10 物質の合計は 57t で、全物質合計の 96%に当たります。当該 10 物質については次のとおりです。

表 6 公共用水域排出量の多い物質

順位	物質名称	公共用水域排出量 (t/年)	構成比(%)
1	マンガン及びその化合物	13	22
2	ほう素化合物	11	19
3	二硫化炭素	9.0	15
4	エチレンジアミン四酢酸並びに そのカリウム塩及びナトリウム塩	6.7	11
5	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキッド	5.9	9.9
6	ふっ化水素及びその水溶性塩	4.0	6.7
7	2, 2-ジブromo-2-シアノアセトアミド	3.8	6.4
8	亜鉛の水溶性化合物	1.5	2.5
9	N, N-ジメチルホルムアミド	1.0	1.7
10	ポリオキシエチレンアルキル(牛脂)アミン※	0.75	1.3
10物質合計		57	96
全対象物質(515物質)合計		60	100

※別名「577(-) アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)のオキシラン重付加物、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物」

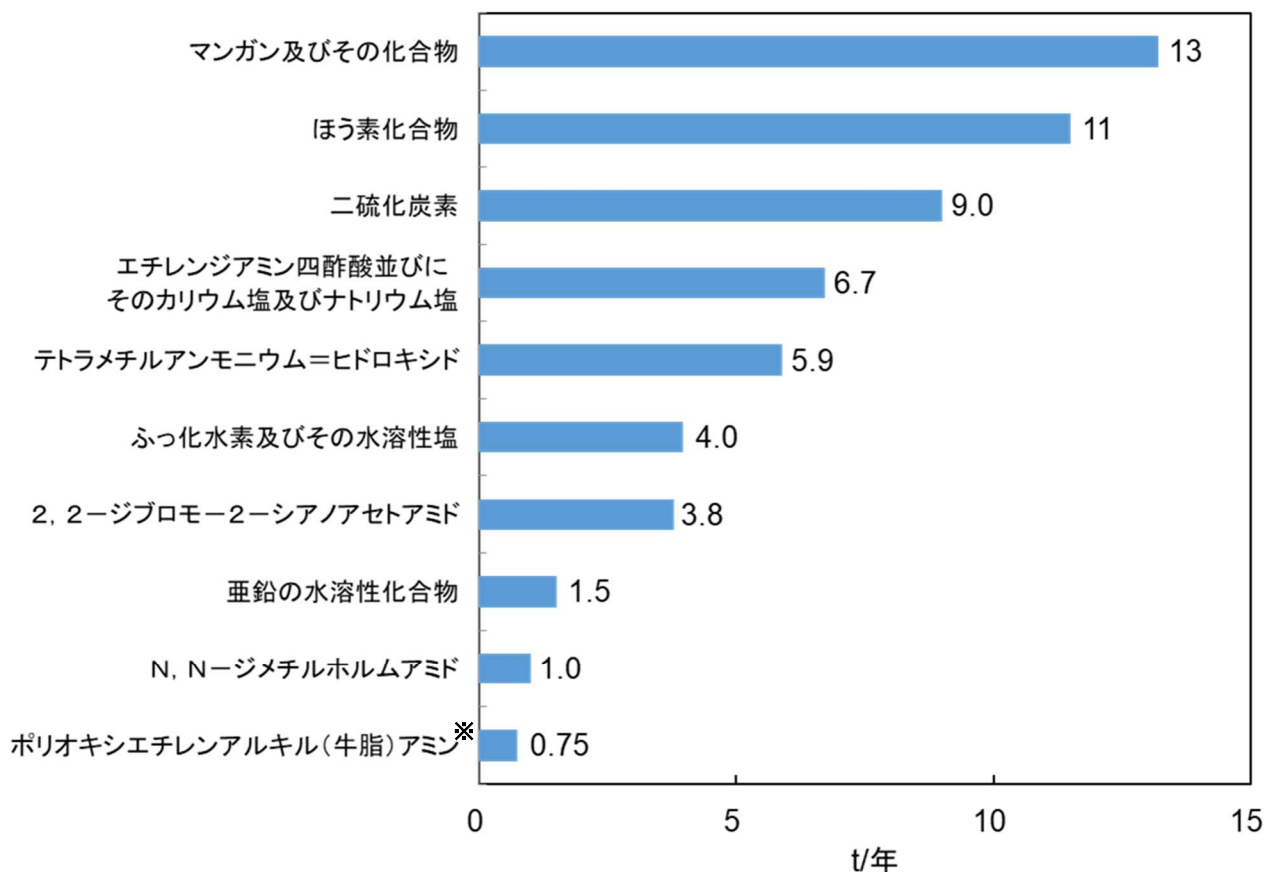


図 6 公共用水域排出量上位 10 物質とその量

(キ) 事業所外への移動量(廃棄物移動量)が多い物質

事業所外への移動量(廃棄物移動量)が多い上位 10 物質の合計は 577t で、全物質合計の 70%に当たります。

当該 10 物質については次のとおりです。

表 7 事業所外への移動量(廃棄物移動量)の多い物質

順位	物質名称	廃棄物移動量 (t/年)	構成比(%)
1	テトラヒドロフラン	109	13
2	クロロホルム	100	12
3	ヘプタン	90	11
4	トルエン	68	8.3
5	塩化メチレン	52	6.3
6	N, N-ジメチルホルムアミド	37	4.5
7	ヒドラジン	34	4.2
8	2-アミノエタノール	30	3.7
9	1, 2-ジクロロエタン	30	3.7
10	ヘキサンジヒドラジド	27	3.3
10物質合計		577	70
全対象物質(515物質)合計		818	100

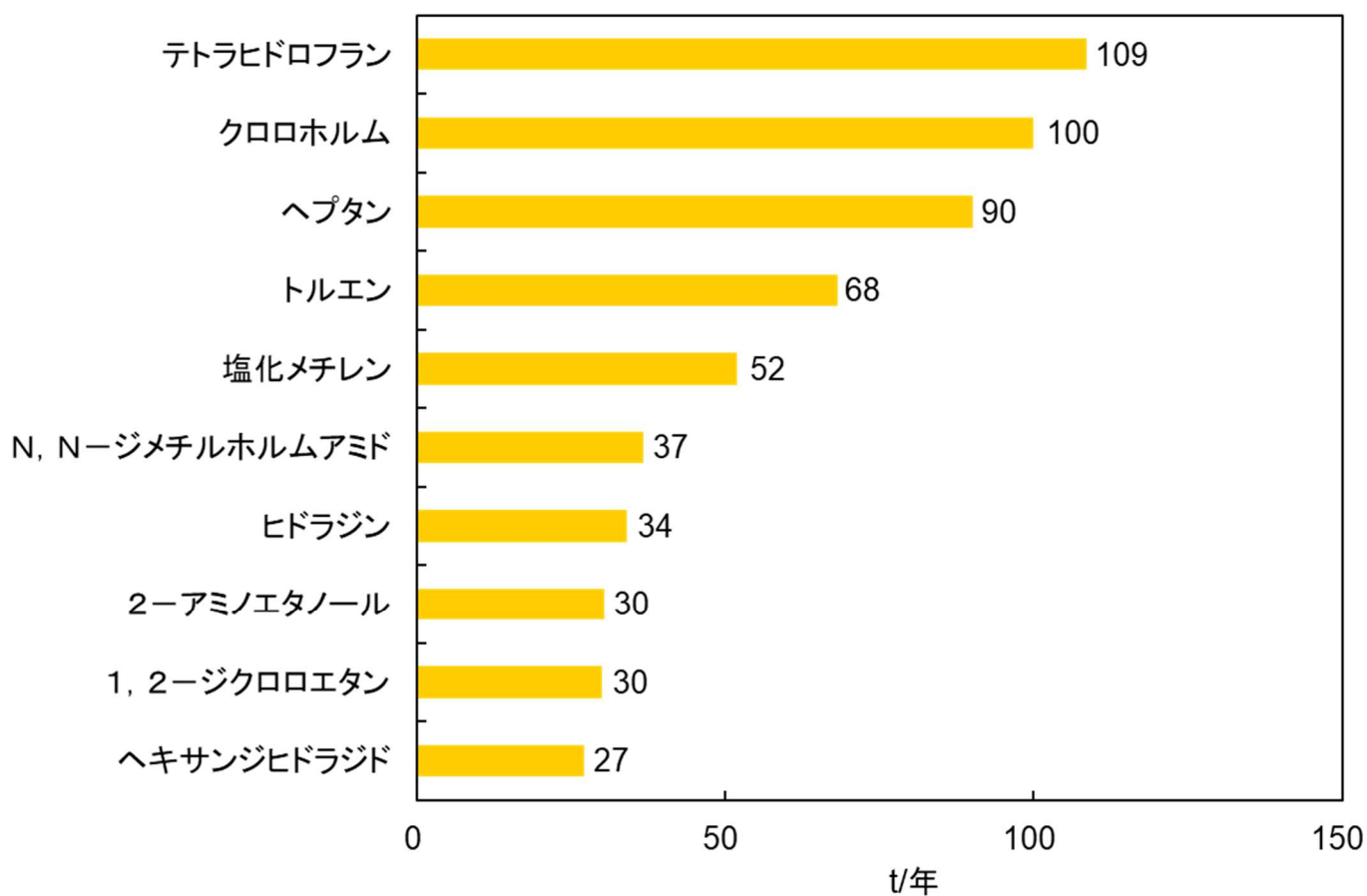


図 7 廃棄物移動量上位 10 物質とその量

(ク) 特定第一種指定化学物質の排出量・移動量

515 種類の第一種指定化学物質のうち、人に対して発がん性のある 23 物質は「特定第一種指定化学物質」に指定されています。第一種指定化学物質は、年間 1t 以上の取扱いがあれば届出の必要があるのに対し、特定第一種指定化学物質については、年間 0.5t 以上の取扱いがあれば届出が必要になります。

特定第一種指定化学物質の排出量・移動量については、次のとおりです。

表 8 特定第一種指定化学物質の排出量・移動量

(単位: kg/年、ダイオキシン類はmg-TEQ/年)

物質名称	排出量					移動量			排出量と移動量の合計
	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
石綿	0	0	0	0	0	0	21,000	21,000	21,000
エチレンオキシド	2,200	0	0	0	2,200	0	0	0	2,200
カドミウム及びその化合物	0	1	0	0	1	0	0	0	1
六価クロム化合物	0	17	0	0	17	0	0	0	17
ダイオキシン類	337	2	0	0	340	0	13,258	13,258	13,598
トリクロロエチレン	3,600	6	0	0	3,606	0	6,800	6,800	10,406
ニッケル化合物	4	480	0	0	484	0	16,800	16,800	17,284
砒素及びその無機化合物	0	5	0	0	5	0	0	0	5
ベンゼン	1,388	5	0	0	1,393	0	0	0	1,393
PCB	0	2	0	0	2	0	0	0	2
ホルムアルデヒド	868	14	0	0	882	0	1,023	1,023	1,906
鉛及びその化合物	0	6	0	0	6	0	0	0	6

注)届出のあった物質についてのみ表示しています。

(ケ) 届出排出量等の推移

届出排出量等の経年変化は、次の図のとおりです。

令和6年度は前年度と比較して、排出量は減少し、移動量は増加しました。また、届出事業所数は減少しました。

なお、排出量の増減が大きい業種は、プラスチック製品製造業(前年度比60t増)、パルプ・紙・紙加工品製造業(前年度比54t減)などであり、移動量の増減が大きい業種は、化学工業(前年度比32t増)、電気業(前年度比18t増)などです。

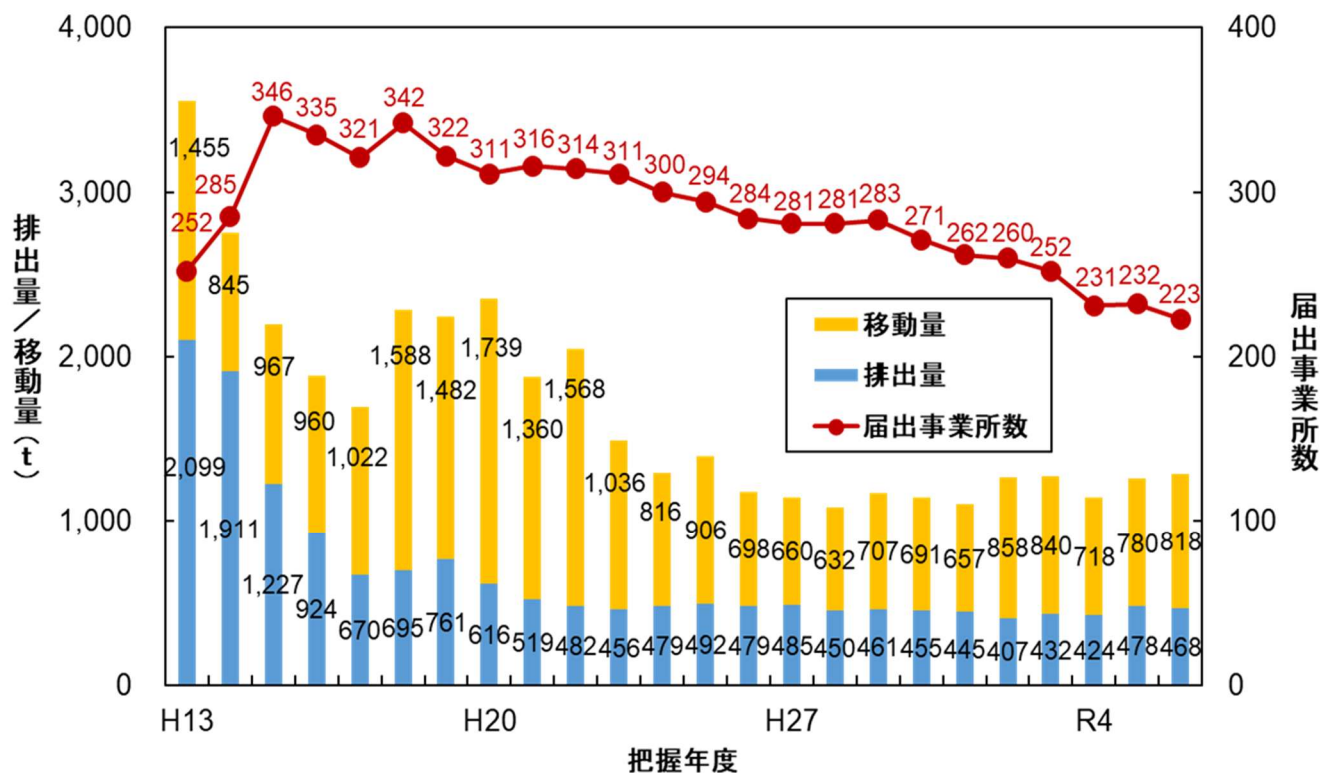


図8 届出排出量等の経年変化

- 注1) 平成15年度把握分から取扱量に係る届出要件が5tから1tに引き下げられたことから、届出事業所数が大幅に増加しています。
- 注2) 平成22年度から、対象物質の見直し(354物質に代えて462物質を指定)及び医療業の対象業種への追加がなされておりま。
- 注3) 令和5年度から、対象物質の見直し(462物質に代えて515物質を指定)がなされておりま。
- 注4) 令和元年度から令和5年度のデータについては、昨年度の公表後に変更があった届出内容を反映してま。

イ 地域別の状況

(ア) 地域別排出量・移動量

徳島県を東部、南部及び西部の3地域に区分して、届出排出量・移動量を集計した結果は次のとおりです。

表9 地域区分と地域別届出排出量

地域	東部	南部	西部	全体
排出量(t/年)	362	95	11	468
移動量(t/年)	683	134	0.46	818
届出事業所数	154	38	31	223
該当市町村	徳島市 小松島市 阿波市 上勝町 石井町 松茂町 藍住町 上板町	鳴門市 吉野川市 勝浦町 佐那河内村 神山町 北島町 板野町	阿南市 那賀町 美波町 牟岐町 海陽町	美馬市 三好市 つるぎ町 東みよし町

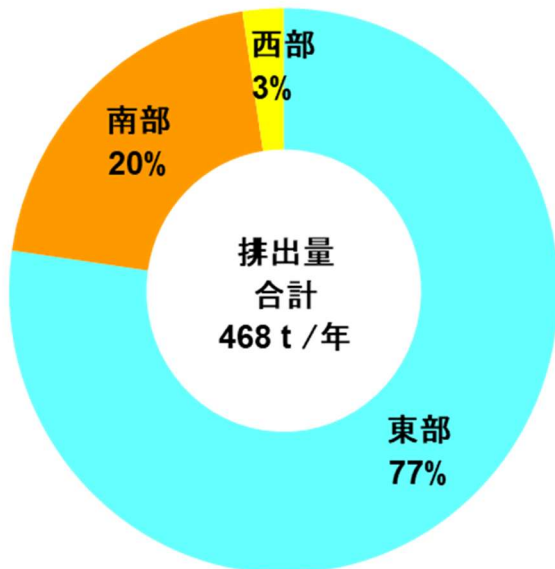


図9 排出量の地域別割合

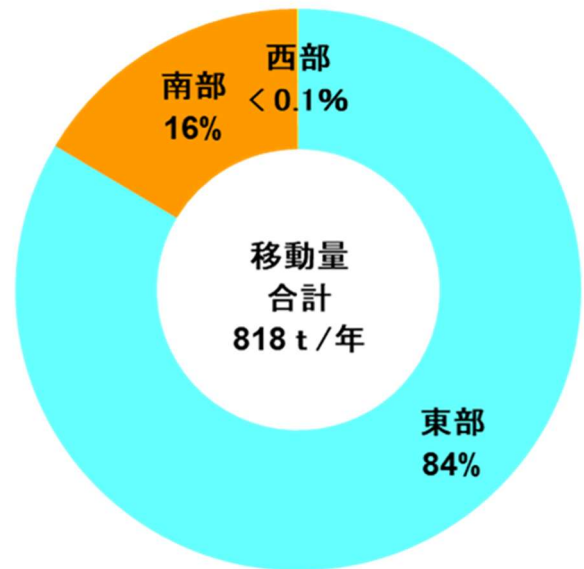


図10 移動量の地域別割合

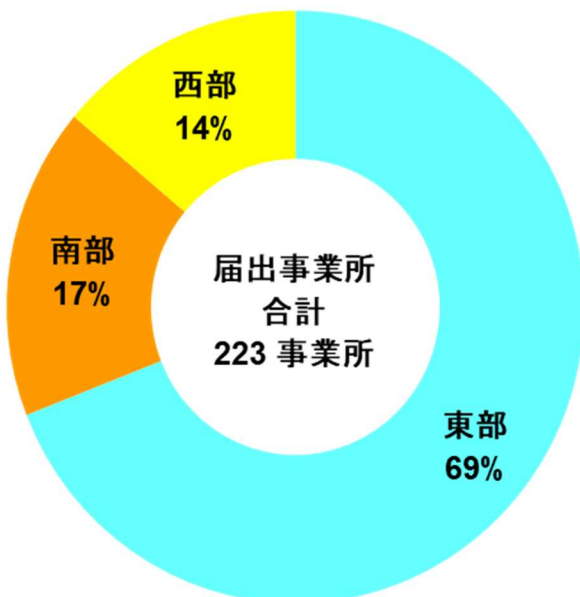


図11 届出事業所数の地域別割合

(イ) 排出量の多い物質

地域別の届出排出量上位物質については、次のとおりです。

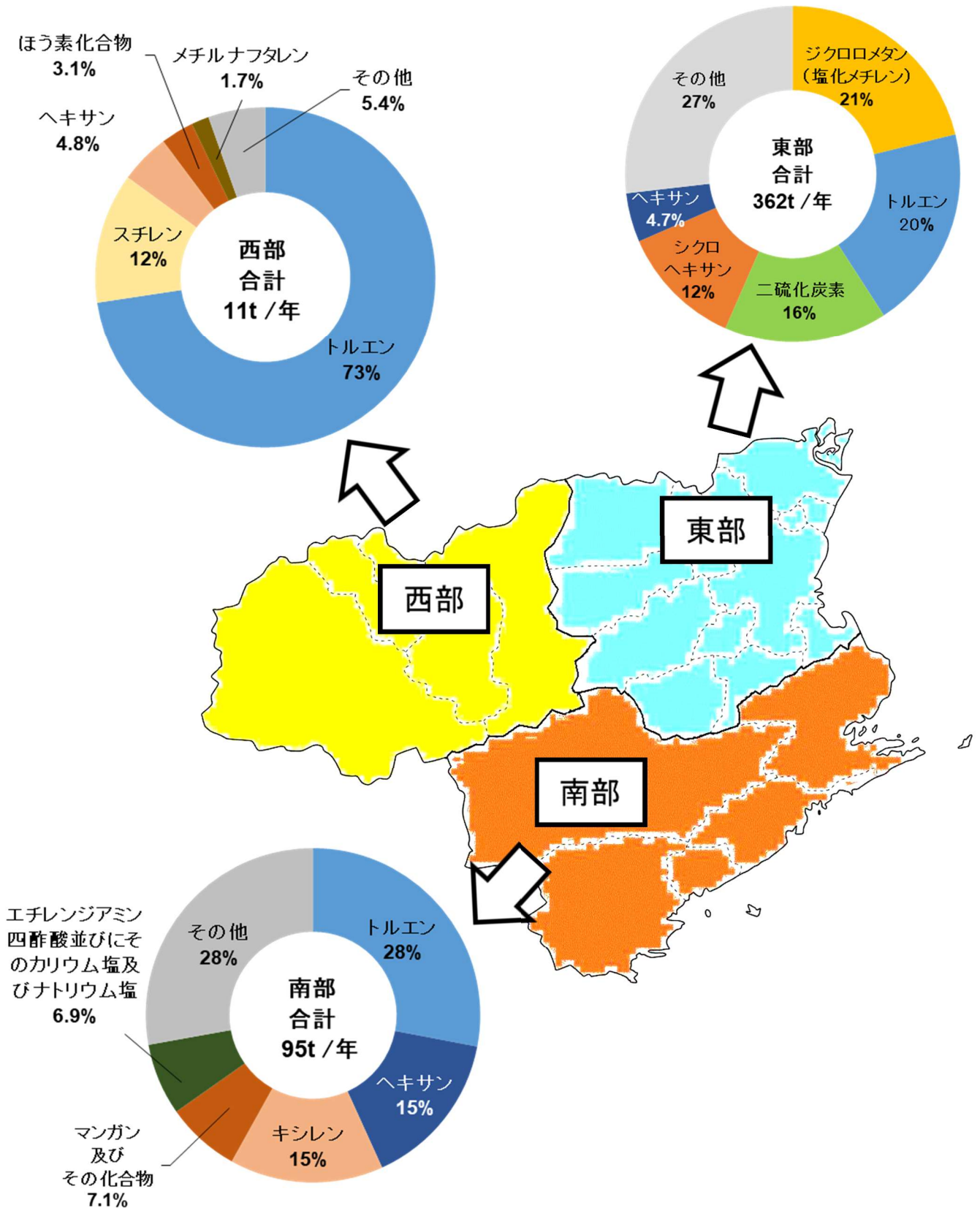


図 12 地域別届出排出量上位物質の割合

(2) 届出外排出量

ア 届出外排出量の内訳

経済産業省及び環境省が推計を行った、徳島県における令和6年度の届出外排出量の合計は、1,760tでした。

届出外排出量とは、対象業種を営む裾切り以下の事業者(従業員が21人未満または対象化学物質の年間取扱量が規定量以下)からの排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量及び自動車等の移動体からの排出量です。

内訳は次のとおりです。

届出外排出量の内訳

- | | |
|----------------------------|------|
| ・ 対象業種を営む裾切り以下の事業者※ からの排出量 | 408t |
| (※グラフでは「対象業種(届出要件未満)」と表記 | |
| ・ 非対象業種からの排出量 | 676t |
| ・ 家庭からの排出量 | 485t |
| ・ 移動体からの排出量 | 191t |

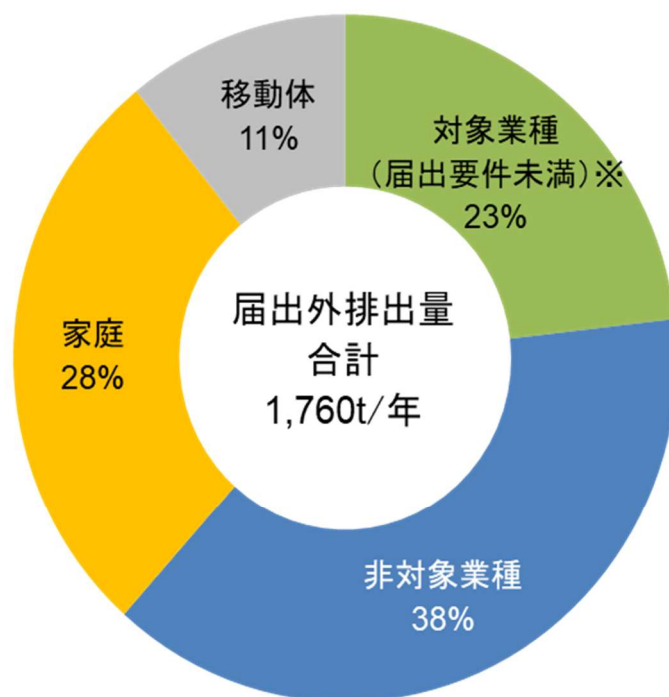


図 13 届出外排出量の内訳

イ 届出外排出量が多い物質

届出外排出量が多い上位 10 物質の合計は 1,189t で、全物質合計の 68%に当たります。
 当該 10 物質については次のとおりです。

表 10 届出外排出量の多い物質

順位	物質名称	届出外排出量 (t/年)	構成比(%)
1	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	235	13
2	トリクロロニトロメタン(別名 クロロピクリン)	194	11
3	1,3-ジクロロプロペン(別名 D-D)	173	10
4	トルエン	150	8.5
5	キシレン	127	7.2
6	2-アミノエタノール	82	4.6
7	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及び その塩(アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの 及び その混合物に限る。)	63	3.6
8	ほう素化合物	56	3.2
9	エチルベンゼン	55	3.1
10	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	54	3.1
10 物質合計		1,189	68
全対象物質(515 物質)合計		1,760	100

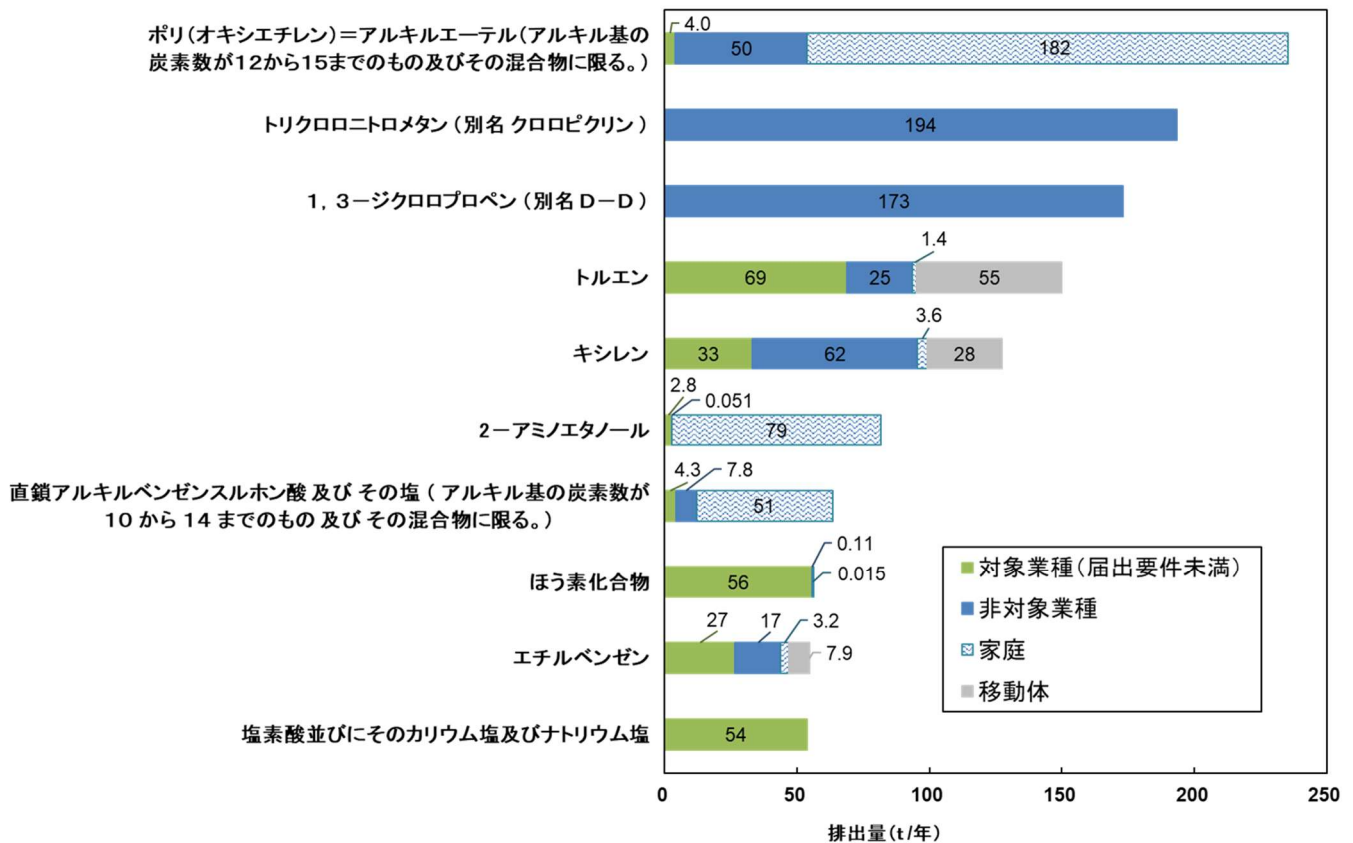


図 14 届出外排出量上位 10 物質とその量

ウ 対象業種からの届出外排出量が多い物質

対象業種からの届出外排出量が多い上位 10 物質の合計は 344t で、全物質合計の 84%に当たります。
当該 10 物質については次のとおりです。

表 11 対象業種からの届出外排出量が多い物質

順位	物質名称	届出外排出量 (t/年)	構成比(%)
1	トルエン	69	17
2	ほう素化合物	56	14
3	塩素酸並びにそのカリウム塩 及びナトリウム塩	54	13
4	キシレン	33	8.1
5	ホルムアルデヒド	29	7.1
6	ふっ化水素及びその水溶性塩	28	6.9
7	エチルベンゼン	27	6.5
8	シクロヘキサン	18	4.5
9	メチルイソブチルケトン	15	3.7
10	ヘキサン	15	3.7
10 物質合計		344	84
全対象物質(515 物質)合計		408	100

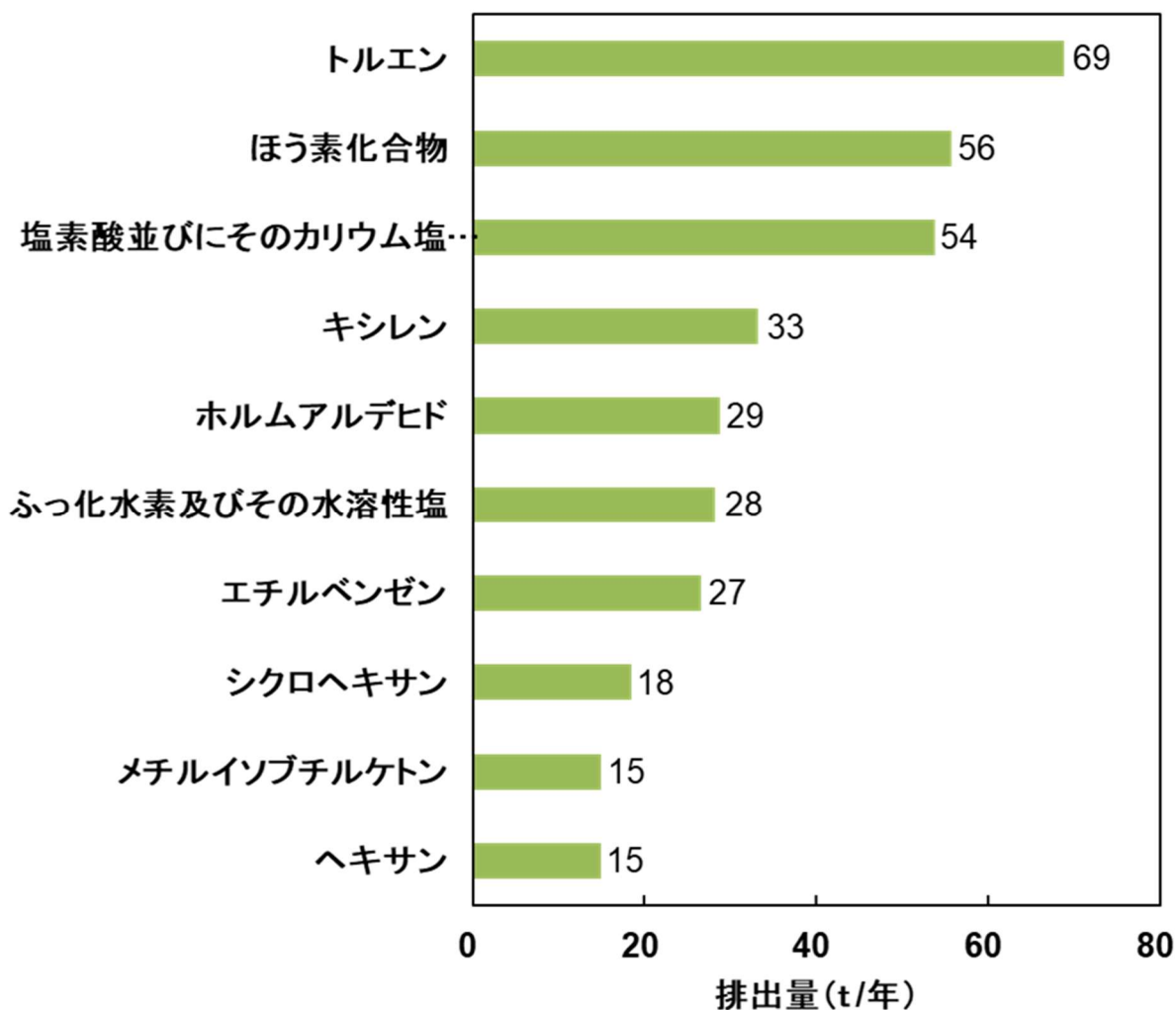


図 15 対象業種からの届出外排出量上位 10 物質とその量

エ 非対象業種からの届出外排出量が多い物質

非対象業種からの届出外排出量が多い上位 10 物質の合計は 600t で、全物質合計の 89%に当たります。
当該 10 物質については次のとおりです。

表 12 非対象業種からの届出外排出量が多い物質

順位	物質名称	届出外排出量 (t/年)	構成比(%)
1	トリクロロニトロメタン（別名 クロロピクリン）	194	29
2	1, 3-ジクロロプロペン（別名 D-D）	173	26
3	キシレン	62	9.2
4	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が 12から15までのもの及びその混合物に限る。)	50	7.4
5	タゾメット	32	4.8
6	トルエン	25	3.7
7	トリメチルベンゼン	24	3.5
8	エチルベンゼン	17	2.5
9	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、 カリウム塩及びナトリウム塩	14	2.0
10	マンコゼブ	10	1.4
10 物質合計		600	89
全対象物質(515 物質)合計		676	100

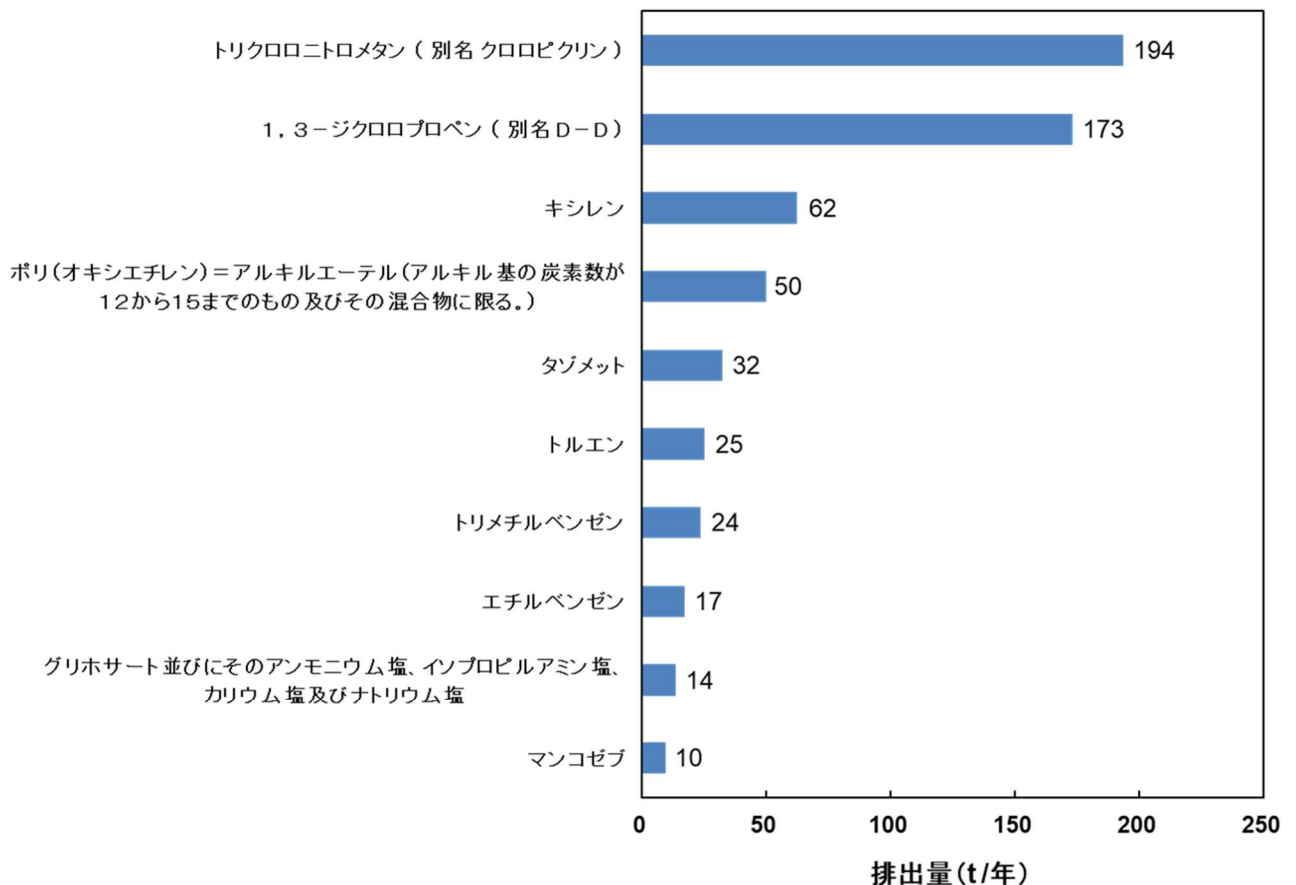


図 16 非対象業種からの届出外排出量上位 10 物質とその量

オ 家庭からの届出外排出量が多い物質

家庭からの届出外排出量が多い上位 10 物質の合計は 444t で、全物質合計の 92%に当たります。
当該 10 物質については次のとおりです。

表 13 家庭からの届出外排出量が多い物質

順位	物質名称	届出外排出量 (t/年)	構成比 (%)
1	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの及びその混合物に限る。)	182	37
2	2-アミノエタノール	79	16
3	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及び その塩 (アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る。)	51	11
4	ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	41	8.4
5	ジクロロベンゼン	38	7.8
6	ドデシル硫酸ナトリウム	15	3.1
7	N, N-ジメチルドデシルアミン＝N-オキシド	13	2.7
8	[(3-アルカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が 8、10、12、14、16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。)及び (Z)-[[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ]アセタート 並びにこれらの混合物	11	2.3
9	(1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル)ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	9.1	1.9
10	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	5.5	1.1
10 物質合計		444	92
全対象物質(515 物質)合計		485	100

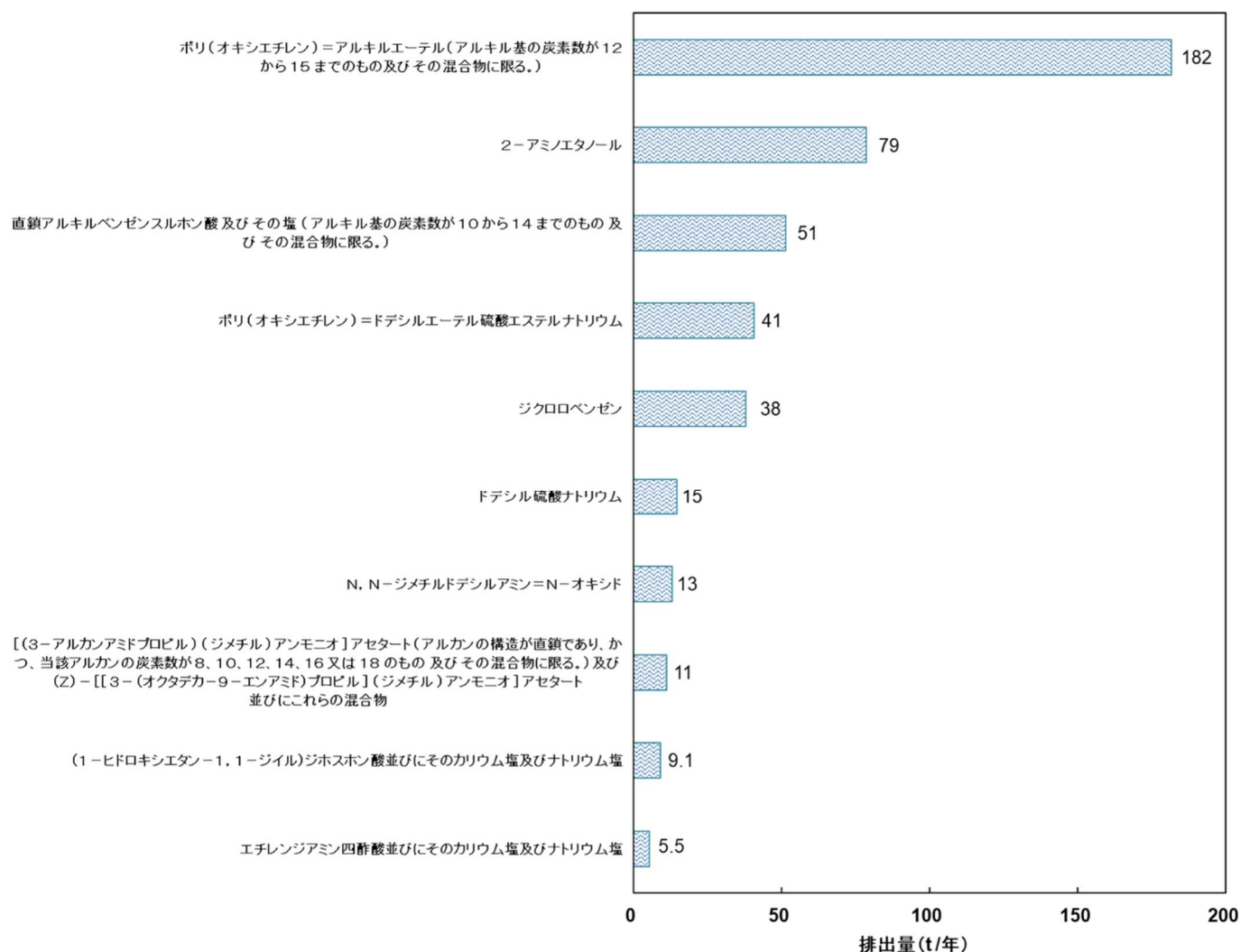


図 17 家庭からの届出外排出量上位 10 物質とその量

カ 移動体からの届出外排出量が多い物質

移動体からの届出外排出量が多い上位 10 物質の合計は 180t で、全物質合計の 95%に当たります。
当該 10 物質については次のとおりです。

表 14 移動体からの届出外排出量が多い物質

順位	物質名称	届出外排出量 (t/年)	構成比(%)
1	トルエン	55	29
2	キシレン	28	15
3	ベンゼン	22	12
4	ホルムアルデヒド	18	9.2
5	トリメチルベンゼン	16	8.3
6	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	12	6.1
7	ヘキサン	12	6.1
8	エチルベンゼン	7.9	4.2
9	アセトアルデヒド	5.9	3.1
10	ヘプタン	3.9	2.0
10 物質合計		180	95
全対象物質(515 物質)合計		191	100

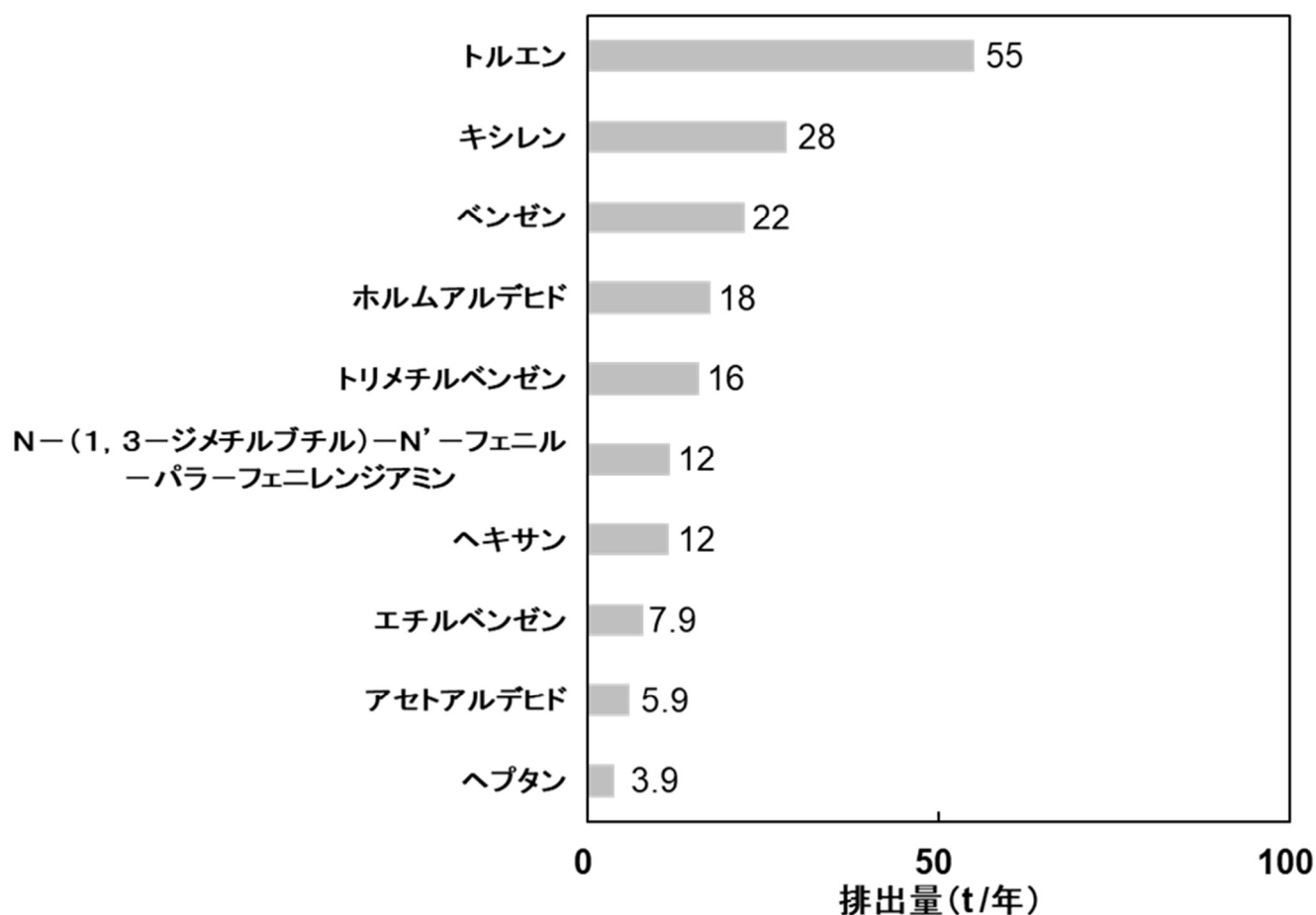


図 18 移動体からの届出外排出量上位 10 物質とその量

(3) 届出排出量及び届出外排出量の合計

ア 届出排出量及び届出外排出量の割合

事業者から届出があった排出量(届出排出量)と国が推計を行った届出外排出量の合計は、2,228t でした。

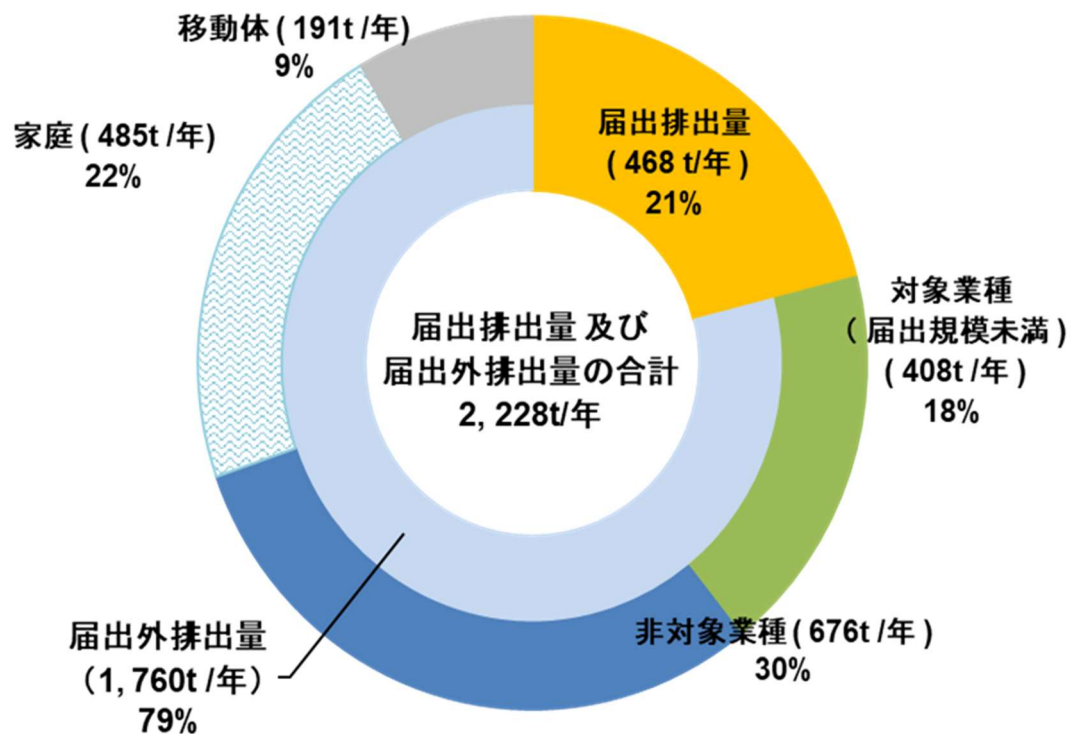


図 19 届出排出量及び届出外排出量の割合

イ 届出排出量及び届出外排出量の合計量が多い物質

届出排出量及び届出外排出量の合計量が多い上位 10 物質の合計は 1,379t で、全物質合計の 62%に当たります。

当該 10 物質については次のとおりです。

表 15 届出排出量及び届出外排出量の合計量が多い物質

順位	物質名称	届出排出量 (t/年)	届出外排出量 (t/年)	届出排出量及び 届出外排出量の 合計(t/年)	構成比(%)
1	トルエン	106	150	256	11
2	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	0.092	235	236	11
3	トリクロロエトキシメタン(別名 クロロピクリン)	0	194	194	8.7
4	1, 2-ジクロロプロペン(別名 D-D)	0.010	173	173	7.8
5	キシレン	30	127	158	7.1
6	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	77	9.2	86	3.9
7	2-アミノエタノール	1.8	82	83	3.7
8	ほう素化合物	12	56	67	3.0
9	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	0.41	63	64	2.9
10	シクロヘキサン	43	20	63	2.8
10 物質合計		270	1,109	1,379	62
全対象物質(515 物質)合計		468	1,760	2,228	100

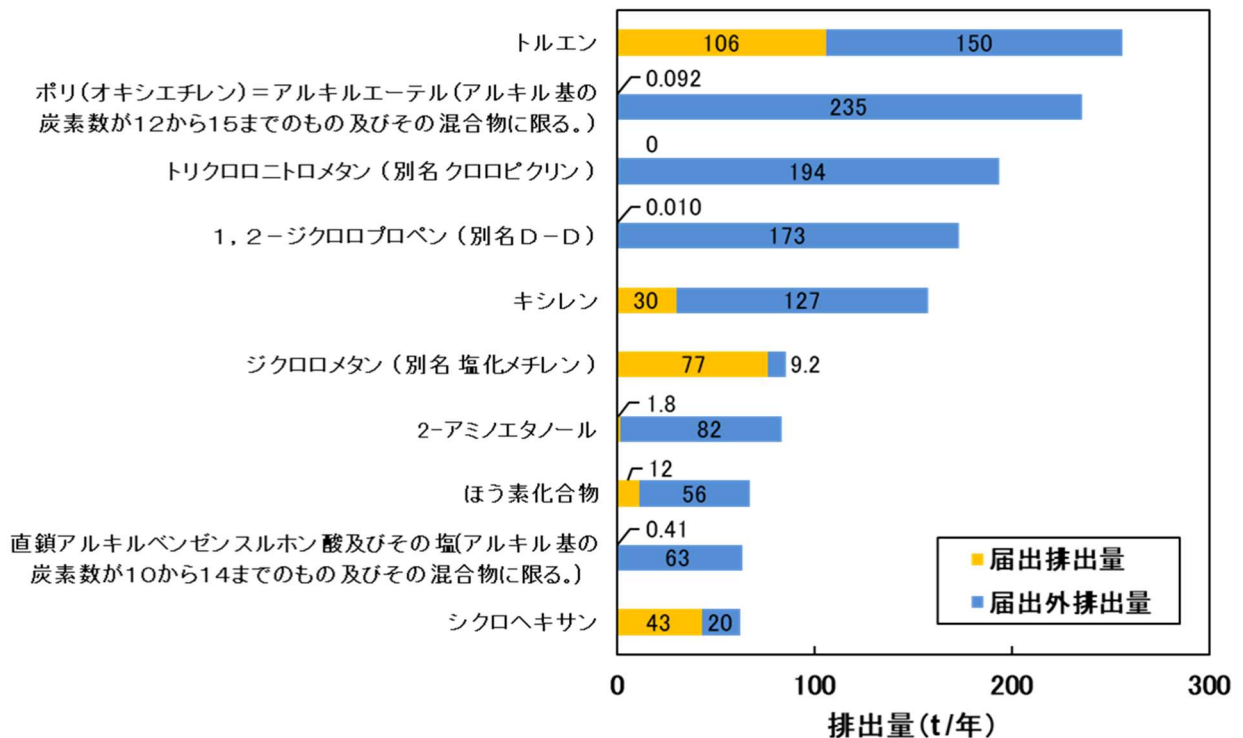


図 20 届出排出量及び届出外排出量の合計量上位 10 物質とその量

(4) 継続物質と新規追加物質の届出排出量・移動量の比較

ア 継続物質と新規追加物質の届出排出量・移動量の割合

令和3年政令改正により、令和5年度届出分からは、対象化学物質が462物質から515物質に変更されました。

令和3年政令改正後も継続して届出対象物質として指定された物質(以下、「継続物質」という。)319物質及び令和3年政令改正で追加された届出対象物質(以下、「新規追加物質」という。)196物質の届出排出量及び移動量の内訳は以下のとおりです。

なお、継続物質とは次の3つの項目に該当する対象化学物質です。

- ・ 令和3年政令改正前後で対象化学物質が完全に一致する物質(312物質)
- ・ 令和3年政令改正により統合又は分割された物質で、令和3年政令改正前後で対象となる物質の範囲が完全に一致する物質(3物質)
(管理番号:664)有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシドを除く。)
(管理番号:706)ビス(トリブチルスズ)=オキシド
(管理番号:697)鉛及びその化合物
- ・ 令和3年政令改正前後で対象となる範囲が拡大された物質(4物質)
(管理番号:595)エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩
(管理番号:632)1,2-ジクロロエチレン
(管理番号:691)トリメチルベンゼン
(管理番号:698)ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩

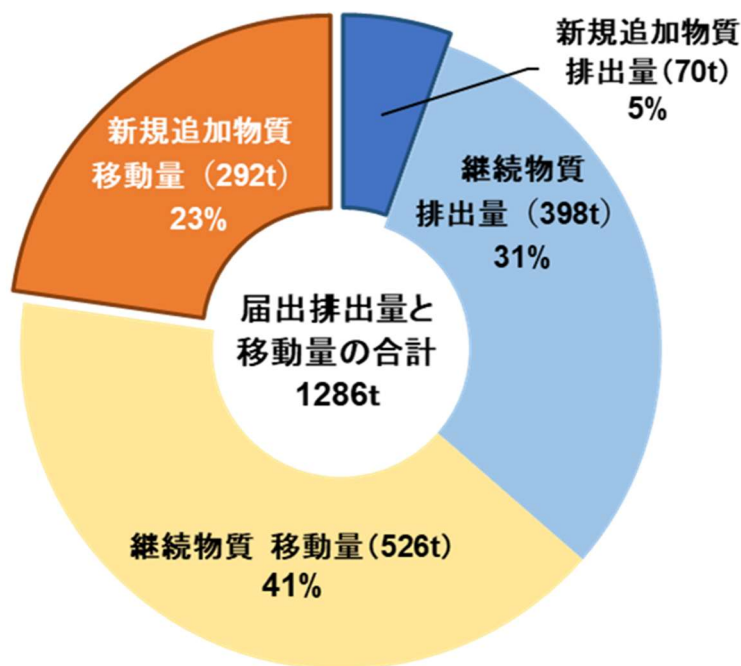


図 21 継続物質及び新規追加物質の届出排出量・移動量の割合

イ 新規追加物質の届出排出量及び移動量の合計量が多い物質

新規追加物質の届出排出量及び移動量の合計量が多い上位 10 物質の合計は 352t で、全新規追加物質合計の 97%に当たります。

当該 10 物質については次のとおりです。

表 16 届出排出量及び移動量の合計量が多い新規追加物質

	物質名称	届出排出量 (t/年)	移動量 (t/年)	届出排出量と 移動量の合計 (t/年)	届出排出量と 移動量の合計 構成比(%)
1	テトラヒドロフラン	2.1	109	111	31
2	ヘプタン	9.0	90	99	27
3	シクロヘキサン	43	0	43	12
4	ヘキサンジヒドラジド	0	27	27	7.5
5	N-メチル-2-ピロリドン	1.5	20	21	5.9
6	メチルイソブチルケトン	0.69	17	18	4.9
7	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド	6.1	4.5	11	2.9
8	セリウム及びその化合物	0	10	10	2.8
9	トリメチルベンゼン	6.5	0.20	6.7	1.9
10	硫化(2, 4, 4-トリメチルペンテン)	0	5.8	5.8	1.6
10物質合計		69	283	352	97
全新規追加物質(196物質)合計		70	292	362	100

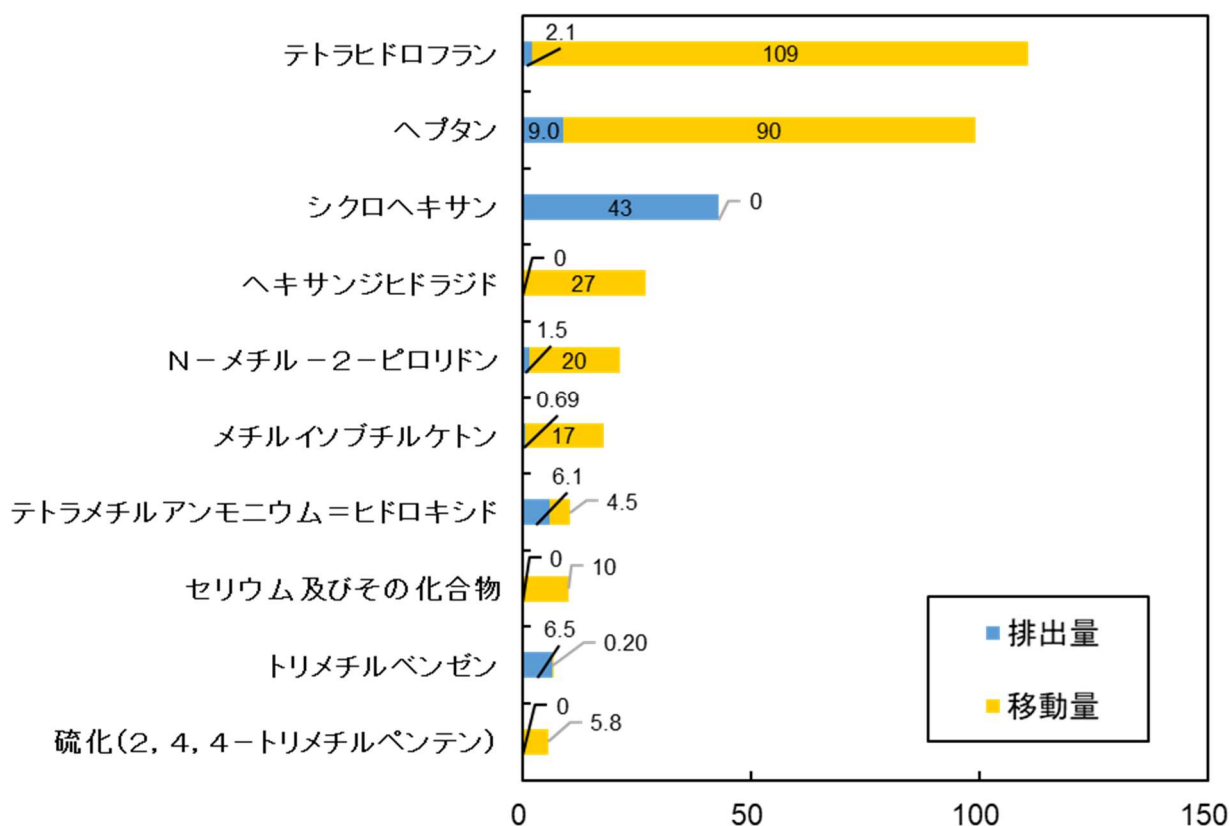


図 22 新規追加物質の届出排出量及び移動量の合計量上位 10 物質とその量

4 用語解説

第一種指定化学物質

人や生態系への有害性(オゾン層の破壊を含む)があり、環境中に広く存在すると認められる物質。
515 物質が指定。

＜第一種指定化学物質の一例＞

揮発性炭化水素	ベンゼン、トルエン、キシレンなど
有機塩素系化合物	ダイオキシン類、トリクロロエチレン、PCB など
農薬	フェニトロチオン、クロルピリホス、D-D など
金属化合物	鉛及びその化合物、有機スズ化合物など
オゾン層破壊物質	CFC、HCFC などのフロン類
その他	石綿など

特定第一種指定化学物質

第一種指定化学物質のうち、発がん性がわかっている石綿、ダイオキシン類、ベンゼンなど 23 物質が指定

届出要件

次のすべてを満たすこと

- ・ 対象業種(製造業や燃料小売業など 24 業種)
- ・ 従業員数(常用雇用者 21 人以上の事業者)
- ・ 第一種指定化学物質のいずれかを1年間に1トン以上(特定第一種指定化学物質については 0.5トン以上)取り扱うか、特別要件施設を有する事業者

特別要件施設を有する事業者

次のうち、いずれかに該当する事業所を有する事業者

- ・ 金属鉱業または原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山法第 13 条第 1 項の経済産業省令で定める施設を設置している
- ・ 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している
- ・ ごみ処分業または産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む。)を営み、一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設を設置している
- ・ 廃棄物焼却炉など、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置している

排出量

生産工程などから環境中に排出される第一種指定化学物質の量。大気では、排気口や煙突からの排出やペンキなどの塗料に含まれる成分の揮発、水質では、公共用水域への排出など。

移動量

その事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い、当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量。例えば、下水道への放出、他の産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した量など。

取扱量

第一種指定化学物質の製造量・使用量等を合計した量

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する用水路等のことで、川や湖、海などはすべて公共用水域に該当。

届出排出量/移動量

届出要件を満たす事業者により届け出られた排出量又は移動量

届出外排出量/移動量

届出要件を満たさない事業者や家庭、自動車からの排出量又は移動量を国が推計したもの

移動体

自動車、鉄道、航空機等